

質問に対する回答書について

工事名) 東北自動車道 後沢橋（鋼上部工）工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	割掛対象表参考内訳書の『作業ヤード整備費』において、後沢橋の4171m ² の数量の未計上と推測されますので、ご確認をお願い致します。また、未計上の場合、敷鉄板の規格と供用月数についてご教授願います。	後沢橋の敷鉄板 4171m ² （クレーン組立て域、地組域、架設後施工ヤード）のうち、架設後施工ヤードに敷設する敷鉄板 901m ² は、後沢橋を架設完了後に、クレーン組立て域及び地組域に敷設した敷鉄板 3270.1m ² から転用する想定をしているため、未計上ではありません。
2	割掛対象表『仮設材運搬費』と『作業ヤード整備費』の対象が鋼橋の架設（後沢橋）、鋼橋の架設（ランプ橋）および後沢橋（既）になっていますが、後沢橋（既）の数量が1式で他の2項目の数量と大きく異なります。 そこで、金額の割り振り方についてご教授願います。	積算に関する質問にはお答えできません。金額の割り振り方については、貴社の考えに基づき設定してください。
3	上部工架設計画図（後沢橋、ランプ橋）の敷鉄板参考数量の『クレーン作業域（t=50）』については、鋼橋の架設（後沢橋）および鋼橋の架設（ランプ橋）に含まれていると考えて宜しいでしょうか。	クレーン作業域における敷鉄板（t=50）の材料費は、単価項目「鋼構造物の架設 鋼橋の架設（後沢橋）」及び「鋼構造物の架設 鋼橋の架設（ランプ橋）」に含まれています。 また、クレーン作業域における敷鉄板（t=50）の運搬及び設置・撤去に要する費用は、土木工事積算基準第2編1-3-1(1)の通り、共通仮設費（率計上）の対象です。

	<p>・1月24日付質問回答17番及び20番において、クレーン作業域における敷鉄板の運搬及び設置・撤去に要する費用は単価項目に含まれるため、割掛費ではなく共通仮設費（率計上）対象とご回答を頂きました。</p> <p>土木工事積算基準第2編1－3－1 運搬費（1）内の率計上項目は器材等の搬入・搬出・現場小運搬費用は率計上に該当すると記載がありますが、本工事で使用する $t = 50\text{ mm}$ の敷鉄板は汎用的な仮設器材ではなく、1350t、1250tクローラークレーンの為の敷鉄板であり、積上計上内⑤その他…工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用として考えておりますので、割掛け費では無いというご回答であれば当社は見積活用方式の「その他」内に賃料も含めて計上をすべきと考えております。</p> <p>当初見積・入札時にはご回答の通り率計上として考えないといけない場合、受注後に必要費用について設計変更協議対象として見て頂けますでしょうか？</p> <p>ご教示ください。</p>	<p>1月24日付の質問回答17番及び20番のとおり、クレーン作業域における敷鉄板の運搬及び設置・撤去に要する費用は共通仮設費（率計上）の対象となります。しかし、貴社の計画に基づき必要な費用がありましたら、参考見積書3.内訳の「その他」区分に計上してください。</p> <p>なお、敷鉄板の材料費については、単価項目「鋼構造物の架設 鋼橋の架設（後沢橋）」及び「鋼構造物の架設 鋼橋の架設（ランプ橋）」に含まれますので、参考見積書3.内訳の「その他」区分に計上してください。</p> <p>また、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」の要件を満たす項目がある場合は、設計変更の対象となります。</p>
--	--	---